

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

泉崎村長 箭内 憲勝

市町村名 (市町村コード)	泉崎村 (74641)
地域名 (地域内農業集落名)	原地区 ( )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月18日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

水稻を中心とした農業経営が行われているが、土水路のため用水の安定供給の確保や維持管理に多大な労力を費やしている。また、道路幅員が狭いため、農業用車両の通行に支障を来している。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

農業が職業として選択しえる魅力とやりがいのあるものとなるよう、その実現に向けて農地中間管理機構を通して、計画的に担い手組織への農用地の集積及び集約化や高収益作物による収益向上を進めて、地区農業の健全な発展を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	159 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	131 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

方部名

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内の経営規模は0.5ha未満の小規模経営が約半数を占める為、経営規模を拡大するために農地バンクを活用し、集積・集団化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地バンクの受け皿として設立した一般社団法人が担い手となり、農用地の集積および集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
この地域の農用地は、昭和31年から昭和39年に国営開墾事業により10a区画に整備された地域と、未整備地域が混在しているため、農道は狭小であり用排水路は土水路のため、営農効率が悪く維持管理に多大な労力を費やしている。そこで、スマート農業の推進や大型機械の効率化を図るため、農地中間管理機構関連農地整備事業に取り組み、水田区画を0.5～1.0haの大区画に整備し、農用地の集積・集団化により維持管理の節減を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
一般社団法人が新規就農希望者や新規参入者を積極的に受け入れし、新たな後継者としての育成を目指す。大区画ほ場の整備により大型機械を導入し、また農用地の集積・集団化が図られることによりその余剰労力をタマネギやブロッコリー等の高収益作物の導入に結びつけ、農業収入の向上を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
基本的には一般社団法人が担い手となるが、一部個別経営を維持する農家の場合は、JA等の農業支援サービス事業者への農作業委託により将来にわたり地域の農地を守る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、捕獲体制の構築等に取り組む。